

# 丸亀市立岡田小学校いじめ等防止基本方針

丸亀市立岡田小学校

## はじめに

いじめ等は、いじめ等を受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのあるものです。

しかし、いじめ等はどの学校でもどの子供にも起こり得ることから、本校においては、ここに定める基本方針に従って、いじめ等への対応を組織的に取り組みます。

### 1 いじめの定義

この基本方針における「いじめ」とは、「いじめ防止対策推進法」第1章（総則）第2条にあるように、以下の通り定義します。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、「当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### 2 いじめの態様

いじめの態様とは、心理的又は物理的な影響を与える行為のことです。具体的な例として別紙（早期発見・事案対処マニュアル）に挙げています。

## 第1 いじめ等防止に向けた基本的な方針

### 1 いじめ等の未然防止

児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりに努めます。

また、全校児童がいじめ等を自分たちの問題として考えられるよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

### 2 いじめ等の早期発見

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化を見逃さないよう努めるとともに、教職員相互の積極的な情報交換により情報を共有します。

### 3 いじめ等への早期対応

いじめ等を認知した場合には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導します。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て対応します。

### 4 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、その事態に対処するとともに、再発防止に努めます。

### 5 教職員の指導力の向上

全ての教職員のいじめや人権問題等への対応に係る指導力向上を図るため、校内研修や現地研修を行います。

## 第2 いじめ等防止のための組織

### 1 いじめ等防止対策委員会

本校におけるいじめ等の防止に関する措置を実効的に行うため、「丸亀市立岡田小学校いじめ等防止対策委員会」を設置します。

構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、該当学年担任とし、必要に応じてスクールカウンセラーも参加します。

### 2 いじめ等防止対策委員会の役割と取組

いじめ等防止対策委員会は、いじめの未然防止・早期発見・事案の対処を実効的に行うとともに、いじめ等防止基本方針の見直しや、校内研修等を企画する組織であることから、以下のような内容に取り組みます。

- (1) いじめ等の相談・通報の窓口
- (2) いじめ等に関する情報の的確な収集と記録、及び情報の共有
- (3) いじめ等防止基本方針の定期的検証・修正その他の取組
- (4) 校内研修等の企画・実施
- (5) いじめ等に関する緊急会議の開催と情報の迅速な共有、及び早期対応
- (6) いじめ等の事案に関係のある児童への事実関係の聴取
- (7) いじめ等に対する指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携 等

## 第3 本校におけるいじめ等防止のための取組

### 1 いじめ等の未然防止

#### (1) 道徳教育及び体験活動

いじめ等の防止や生命尊重等に向けて、道徳教育や体験活動を推進します。

#### (2) 傍観者を生まない集団づくり

「人権・同和月間」等を捉えて、児童がいじめ等を自分たちの問題として考え、主体的にいじめ等防止に取り組むよう指導し、傍観者を生まない集団づくりに努めます。

#### (3) インターネット等に関する指導・啓発

インターネットを通じて行われるいじめ等を防止するため、児童に対して情報モラルに関する指導を行うとともに、インターネット等の適切な利用等について保護者への啓発を行います。

#### (4) 保護者や地域への働きかけ

いじめ等防止に向けて、PTAや地域の人と連携しながら、いじめ等防止の取組を推進します。

### 2 いじめ等の早期発見

#### (1) 日常的な観察

すべての教職員が、児童が示す変化を見逃さないように努めます。

#### (2) 「連絡帳や生活ノート」等を活用したいじめ等の把握

児童がいじめ等を訴えやすい体制を整えるため、「連絡帳や生活ノート」等を活用して、日々の学校生活や友人関係等の把握に努めます。

#### (3) アンケートの実施

いじめ等の実態を把握するため、定期的なアンケート調査を実施します。その際、目的に応じて内容や実施方法を検討し、記名式と無記名式、また、選択式と記述式のそれぞれの長を生かし、組み合わせて実施します。

#### (4) 教育相談体制の整備

児童の悩みを積極的に受け止めるため、教育相談窓口の周知を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や教職員による教育相談を実施します。

### 3 いじめ等に対する措置

#### (1) いじめ等を認知したときの対応

- ・ いじめ等と疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・ いじめ等を認知した教職員は一人で抱え込まず、情報を共有します。
- ・ 速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認します。
- ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

#### (2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ いじめられた児童から、事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝えます。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくります。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーなどの協力を得ます。
- ・ いじめ等が解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

#### (3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめたとされる児童から事実関係の聴き取りを行います。
- ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応を行います。
- ・ いじめ等があったことが確認された場合、いじめ等をやめさせ、その再発防止に関する指導を行います。
- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめ等は人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるよう指導します。
- ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する助言を行います。
- ・ いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめ等が犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処します。

#### (4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導等を通して、いじめ等は絶対に許されない行為であることを指導します。
- ・ いじめ等を見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導します。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる集団づくりに努めます。

## 第4 重大事態への対処等

### 1 報告

いじめ等により、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめ等により相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるような場合の重大事態を認知した場合は、速やかに市教育委員会への報告を行います。

### 2 調査

重大事態に対して、学校が主体となって調査を行う場合は、「岡田小学校いじめ等防止対策委員会」を開催し、アンケートなどの方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。調査を行ったときは、いじめ等を受けた児童及びその保護者に対し、この調査に係る重大事態の事実関係等の必要な情報を適切に提供します。

## 第5 教職員の指導力の向上

いじめ等への対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、普段から教職員の共通理解を図ります。

「かがやく笑顔をとりにどすために」等の研修資料を活用して、いじめ等への対応に係る教職員の指導力向上を図ります。

## 第6 その他

この基本方針は、実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

児童会が採択した岡田小学校「なかよし宣言」を添付します。（令和3年度版）

### 附則

- ・策定日 平成28年3月
- ・令和4年 4月1日改訂